

質問 名を変更したいのですが「名の変更（戸籍法 107 条の 2）」

回答

正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得たうえで市区町村長に届出をすることで名を変更することができます。「正当な事由」については個々の事件において家庭裁判所が認定することになります。

➤ **届出人は**

名を変更しようとする者。その者が 15 歳未満であるときはその法定代理人。

➤ **提出に必要なものは**

- ◆ 届書 1 通
- ◆ 印鑑
- ◆ 名氏変更許可の審判書の謄本

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。